

じん肺を予防しましょう



粉じん障害防止については、粉じん障害防止規則が全面施行された昭和 56 年以降、同規則の周知徹底及びじん肺法との一体的運用を図るため、これまで 7 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進しています。

その結果、千葉県内の新たにじん肺の所見が見られた労働者の数は、大幅に減少し、対策の効果はあがっていますが、依然として、建築物・工作物等のはつり・解体等作業、アーク溶接作業、金属等の研磨作業等において発生しています。

厚生労働省及び千葉労働局では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、**第 8 次 粉じん障害防止総合対策**（平成 25～ 29 年度）を策定しました。

今後、事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置の実施に協力しましょう。

第 8 次 粉じん障害防止総合対策 の重点事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- 2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- 3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 4 建築物・工作物等のはつり・解体等作業に係る粉じん障害防止対策
- 5 離職後の健康管理

じん肺について

① じん肺とは

主として小さな土ほこりや金属の粒などの無機物または鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が繊維化し、硬くなって弾力を失ってしまった病気を **じん肺** といいます。

② じん肺の症状

じん肺の初期症状は息切れ・咳・痰が増えるなどですが、進行すると肺の組織が壊され、呼吸困難を引き起こします。また、気管支炎、肺がん、気胸などの合併症にかかりやすくなるので注意が必要です。粉じん作業を行っているときは気づかなくても、じん肺の症状は数年から十数年かけてゆっくりと進行します。

③ じん肺の治療

いったんじん肺にかかると、粉じん作業をやめたあとも病気は進行します。じん肺そのものについては、現在、治療の方法がありません。咳に対しては鎮咳剤、痰に対しては去咳剤、呼吸困難に対しては酸素療法など症状に応じた治療が中心となります。

いったんじん肺にかかるともとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。さらにじん肺を治す根本的な治療がないことを考えると、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより粉じんへのばく露防止対策を徹底することが重要です。



健常者の肺の標本例

じん肺り患者の肺の標本例

じん肺を予防するため、次の粉じん障害防止対策を進めましょう

1 アーク溶接・岩石の裁断等作業に係る 粉じん障害防止対策



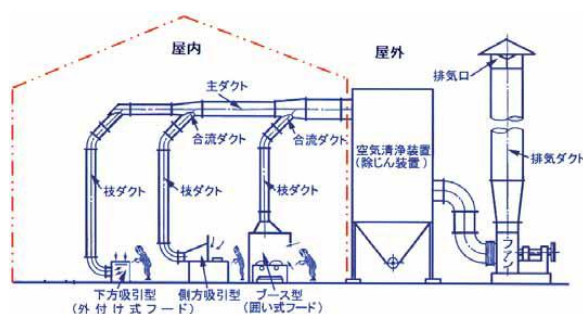
アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業(屋外での作業も含む)は、じん肺にかかるおそれのある「粉じん作業」であり、この作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具の着用が必要です。

その要旨を記したものを、作業場の見やすい場所へ掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を行うとともに、「保護具着用管理責任者」を選任し、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理を推進しましょう。

2 金属等の研磨作業に係る 粉じん障害防止対策

局所排気装置の設置等粉じん発生源に対する措置を徹底するとともに、「検査・点検責任者」を選任し、局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検を実施しましょう。

また、特別教育等を実施するとともに、「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、たい積粉じん除去のための清掃を推進しましょう。



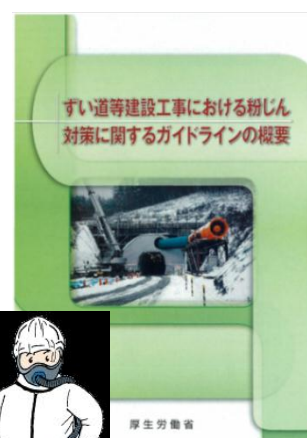
3 ずい道等建設工事における 粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

また、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」も参照してください。

特に、次の作業では、呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られます。

- ①動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- ②動力を用いて鉱物等を積み込み又は積み卸す場所における作業
- ③コンクリート等を吹き付ける場所における作業



4 建築物・工作物等のはつり・解体等作業に係る 粉じん障害防止対策



建築物・工作物等のはつり・解体等作業を行う場合、できる限り粉じんの発生を防止するための局所排気装置等の設備の設置に努めてください。

これらが、著しく困難な場合には、散水する等、湿潤な状態で作業を行う等、粉じんの発生を極力少なくするための措置を講じてください。

5 健康管理等

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べ、健康障害防止の観点からより有用です。着用を推進してください。

じん肺健康診断の実施はじん肺法に基づき事業者に義務づけられています。労働者の健康管理のためのじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺有所見者の方に対する肺がんに関する検査の実施及び積極的な禁煙の働きかけを行ってください。



6 離職後の健康管理



じん肺管理区分2又は3の方は離職後、労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。離職する方に対して、健康管理手帳制度についてお知らせください。

厚生労働省・千葉労働局ホームページ

- 第8次粉じん障害防止総合対策の推進について
<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-54/hor1-54-3-1-0.htm>
- △ 千葉労働局 第8次粉じん障害防止総合対策
http://chiba-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/_119185.html
- ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>
- ◇ 健康管理手帳制度について
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100414-1.html>